

大阪市国民保護協議会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市国民保護協議会条例（平成18年大阪市条例第14号）第7条の規定に基づき、大阪市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）

第2条 協議会の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合
- 2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第3条 会議を開いたときは、会議録を作成する。

- 2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあつては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項ただし書に該当する事項は除く。

（幹事の任期）

第4条 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 幹事は、再任されることができる。

（幹事会）

第5条 幹事会は、協議会の幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する幹事をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が招集し、幹事長がその議長となる。

(企画部会)

第6条 協議会に、国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る企画及び立案等を行うため、企画部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

(準用)

第7条 第2条及び第3条の規定は、幹事会及び部会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

大阪市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））及び住宅供給公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は当該法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 本市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び住宅供給公社等をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 本市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令等の規定の定めるところにより公開しないこととされ、若しくは公にすることができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により公にすることができないと認められる情報